

質問書⑧に対する回答

(件名) 関越自動車道 都幾川橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書 24-9 支承取替工	2023年10月25日付け質問書に対する回答6 No. 1において、支承取替に必要なジャッキアップの期間について、支承1基当たりの想定しているジャッキアップの期間はございません、と回答されています。しかし、ジャッキの設置日数が必要です。ジャッキ設置から、ジャッキアップ、沓座コンクリートはつり、既設支承撤去、新設支承据付、無収縮モルタル打設、ジャッキダウン、ジャッキ撤去までの必要な日数(例:20日、30日など)をご教示願います。	施工方法等については契約書及び設計図書に特別定めがある場合を除き受注者がその責任において定めるものとなります。本件においてジャッキの設置日数に定めはありません。また、発注者の計画としても具体的なジャッキの設置日数は想定しておりません。
2	特記仕様書 24-7 落橋防止工 24-9 支承取替工 24-13 制震装置	落橋防止構造材料、支承材料、制震装置ダンパーは工場製作費として、積算基準に示されている通り、間接工事費算定の対象とはせずに、一般管理費等の算定にのみ全額を対象とするのでしょうか。または、製品購入費として、すべての経費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費)の算出対象と考えるのでしょうか。異なる場合は該当材料の経費控除についてご教示願います。	各材料の調達に要する費用は共通仮設費、現場管理費、一般管理費全ての算出対象と想定しています。
3	特記仕様書 24-7 落橋防止工 24-9 支承取替工 24-13 制震装置	上下部工付ブラケット製作(鋼材の製作材料費・加工費)・防錆(工場塗装)は工場製作費として、積算基準に示されている通り、間接工事費算定の対象とはせずに、一般管理費等の算定にのみ全額を対象とするのでしょうか。異なる場合は該当材料の経費控除についてご教示願います。	上下部工付ブラケットの調達・防錆に要する費用は共通仮設費、現場管理費、一般管理費全ての算出対象と想定しています。
4	特記仕様書 24-7 落橋防止工 24-9 支承取替工 24-13 制震装置	鋼材の製作材料費に含まれるスクラップは工場製作費として、積算基準に示されている通り、間接工事費算定の対象とはせずに、一般管理費等の算定にのみ全額を対象とするのでしょうか。または、一般的なスクラップとしてすべての経費(共通仮設費・現場管理費・一般管理費)の算出対象と考えるのでしょうか。異なる場合は該当材料の経費控除についてご教示願います。	部材の調達過程で必要となるスクラップ処理に要する費用は共通仮設費、現場管理費、一般管理費全ての算出対象と想定しています。